

表2：包括的なAI規制を導入済みの州の一例およびその内容

州	コロラド	ユタ	テキサス	カリフォルニア
名称	コロラド州AI法 「SB 25B-004」	AI消費者保護法「SB226」 (ユタAI法「SB149」の改正法)	テキサス責任のあるAIガバナンス法「HB149」 (TRAIGA)	AI安全開示法「SB53」
成立日	2025年8月28日	2025年3月27日	2025年6月22日	2025年9月29日
施行日	2026年6月30日	2025年5月7日	2026年1月1日	2026年1月1日
概要	<p><b>1. 「高リスクAIシステム」の定義</b>            ○「高リスクAI」とは、個人の権利や生活に重大な影響を与えるAIと定義する（例：雇用、住宅、教育、医療、金融などの意思決定に関わるAI）。</p> <p>○高リスクAIの開発者には、システムに関する情報開示を義務付け。利用者には、リスク管理や消費者へのAI使用の通知などを義務付ける。</p> <p><b>2. アルゴリズム差別の防止義務</b>            ○高リスクAIが人種、性別、年齢などに基づく差別的な結果を出さないようにする義務。</p> <p>○バイアスの検出と是正措置が求められる。</p> <p><b>3. 開発者・利用者双方に合理的注意義務</b>            開発者・利用者とともに、AIの設計・運用において合理的な注意を払う義務がある（例：リスク評価、透明性の確保、ユーザーへの説明責任など）。</p> <p><b>4. 通知と説明の義務化</b>            高リスクAIを使って意思決定を行う場合、その事実を個人に通知しなければならない。また、その決定に関する説明を求められた場合は応じる義務がある。</p>	<p><b>1. 開示義務</b>            ○健康、財務、生体認証などハイリスクとされる情報に関する生成AIによるサービスを提供する場合、生成AIを使っていることを明示的に伝える義務（例：チャットボットや自動生成コンテンツなど）。規制対象以外のサービスについては、消費者から要求された場合に開示。</p> <p>○違反には1件あたり2,500ドルの罰金。</p> <p><b>2. 責任の明確化</b>            AIを使ったサービスで消費者保護法に違反があった場合、開発者や提供者が責任を負う可能性がある。ただし、適切な開示を行っていれば「セーフハーバー（一定の免責）」が適用される。</p> <p><b>3. AI政策オフィスの設置</b>            州政府内にAI政策オフィス（AIPA）を新設。AIのガイドライン策定、調査、政策提言などを担う。</p>	<p><b>1. 政府機関によるAI利用の開示義務</b>            州政府や地方自治体がAIを使う場合、その利用目的・方法・影響を明示しなければならない。特に、意思決定に関わるAIシステムについては、州民に対して説明責任を果たす必要がある。</p> <p><b>2. 禁止されるAI利用の明確化</b>            次のようなAIの開発・使用は禁止される：            ○差別的な判断を助長するAI            ○監視や追跡を目的とした不当な利用            ○個人の権利を侵害する用途（児童ポルノ、ディープフェイクなど）</p> <p><b>3. 違反時の民事罰の導入</b>            違反した場合、民事上の罰則が科される可能性がある。罰金や差止命令などが含まれる。</p> <p><b>4. 州による規制の一元化（Preemption）</b>            地方自治体が独自にAI規制を設けることを制限し、州レベルで統一的なルールを適用する。これにより、企業や行政が一貫した基準でAIを運用できるようにする。</p>	<p><b>1. 安全性枠組みの公開</b>            大規模AI開発者は「安全性フレームワーク」を公表し、モデルが引き起こし得る「壊滅的リスク（注1）」とその緩和策を説明する。</p> <p><b>2. 重大インシデントの報告義務化</b>            ○四半期ごとにリスク評価を州の緊急サービス局へ提出。重大な安全インシデントは15日以内、切迫したリスクは24時間以内に報告。</p> <p>○違反には1件あたり最大100万ドルの民事罰が科される。</p> <p><b>3. 内部告発者保護</b>            AI企業の従業員が安全上の懸念を報告した場合、法的に保護される。</p>
対象	高リスクAIの開発者・利用者	主に消費者向けサービスや規制対象の業種（金融、医療など）	AIシステムの開発者・提供者、州および地方政府機関	フロンティアAI開発者（注2）

注1：対象となる「壊滅的リスク」は、50人以上の死者や10億ドル以上の損害を伴う事象を指し、化学・生物・核兵器の製造支援、大規模サイバー攻撃、AIが開発者の制御を回避する行為〔欺瞞（ぎまん）的な行動や自己複製〕などが想定される。

注2：年間収益5億ドル以上、計算総量が10の26乗フロップ以上で学習された基盤モデルを開発する企業。

出所：各州政府の発表を基にジェトロ作成